

みやぎの水産物流通促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、水産加工品の新商品開発、品質向上、製造技術の研鑽、販路開拓等により、本県水産加工業の振興を図るため、宮城県水産加工業協同組合連合会、宮城県水産加工研究団体連合会及びその他の団体が行うみやぎの水産物流通促進事業に要する経費について、予算の範囲内において、みやぎの水産物流通促進事業費補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2 この補助金の交付対象となる経費、補助率、事業内容及び事業実施主体は、別表のとおりとする。

(交付の申請)

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費を変更する場合においては、様式第2号により知事の承認を受けること。

イ 事業費の30%を超える増減

ロ 別表の(1)から(4)までの経費の相互間における30%を超える経費の増減

ハ 事業実施主体の変更

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告)

第5 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書は、様式第4号によるものとする。

2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施を証する写真等資料
- (2) 事業実施に際し第三者との契約を行った場合については、当該契約書の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により概算払いにより交付することができるものとし、その請求書の様式は、様式第5号によるものとする。

(消費税及び地方消費税仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

第7 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の提出部数)

第8 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月13日から施行し、平成25年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、平成26年度から平成29年度までの各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 みやぎの誇れる水産加工品 PR 事業費補助金交付要綱（平成22年10月1日施行）は廃止する。

4 この要綱は、平成30年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金に適用することとする。

別 表

| 事業の種類 | 事業内容 | 対象経費 | 補助率 | 事業実施主体 |
|----------------|--|---|-------------|---|
| 水産加工品 品評会支援 | ・水産加工品の 新商品開発や品 質向上，製造技 術の研鑽を目的 とした品評会の 開催及び水産加 工品品評会にお いて入賞した加 工品の PR | (1) 謝金：審査員謝金 (2) 旅費：交通費，宿泊費 (3) 事務費：会議費， 会場借上費， 備品借上費， 運搬車借上費， 消耗品費， 雑役務費， 印刷費， 通信運搬費 (4) 出展費 | 1 / 2 以内 | 宮城県水産加 工業協同組合 連合会 宮城県水産加 工研究団体連 合会 その他の団体 |